

報告第7号

令和4年4月15日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 4 月 15 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市税条例等の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市税条例等の一部改正について，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により，次のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

地方税法等の一部改正に伴い，市民税，固定資産税及び都市計画税に関し，必然的に改正を要する規定整備を行うため，地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 1 2 号

鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市税条例の一部改正)

第 1 条 鈴鹿市税条例（昭和 2 5 年鈴鹿市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(所得割の課税標準)	(所得割の課税標準)
第33条 略	第33条 略
2・3 略	2・3 略
<u>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u>	<u>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申</u>

	<u>告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u>
5 略	5 略
6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u>	6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこ</u>

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の
控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による
申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の
控除)

第34条の8 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共

済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。））の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。））で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については，この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち，前年の合計所得金額が基礎控除額，配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行

済等掛金控除額，生命保険料控除額，地震保険料控除額，勤労学生控除額，配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。））若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除，法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除，同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6第1項及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については，この限りでない。

- 2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち，前年の合計所得金額が基礎控除額，配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行

規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得

規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6
第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定

(2)・(3) 略

2～5 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6
第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 特定配偶者の氏名

(3)・(4) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～8 略

9 法第321条の8第62項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第62項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

(1) 略

(2)・(3) 略

2～5 略

(法人の市民税の申告納付)

第48条 略

2～8 略

9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を經由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第71項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料の金額は、鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)別表第17第14項の金額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料の金額は、鈴鹿市手数料条例別

10～14 略

15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

16 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料の金額は、鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)別表第17第16項の金額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の金額は、鈴鹿市手数料条例別表第17第15項の金額とする。

表第17第13項の金額とする。

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2と

附 則

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2 略

3 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

4 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2と

する。 5 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 <u>法附則第15条第26項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 <u>法附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 8 <u>法附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 9 <u>法附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 10 <u>法附則第15条第26項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 11 <u>法附則第15条第26項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 12 <u>法附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定	する。 5 <u>法附則第15条第27項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 6 <u>法附則第15条第27項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 7 <u>法附則第15条第27項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 8 <u>法附則第15条第27項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 9 <u>法附則第15条第27項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。 10 <u>法附則第15条第27項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 11 <u>法附則第15条第27項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 12 <u>法附則第15条第27項第3号ハ</u>に規定
--	--

する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 15 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 16・17 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～8 略 9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了し	する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。 13 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。 14 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 15 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。 16・17 略 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 略 2～8 略 9 法附則第15条の9第9項の<u>熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した
--	---

た年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 10 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修等住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事等</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事等</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由	年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由 10 略 11 法附則第15条の9の2第4項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅</u>又は同条第5項に規定する<u>特定熱損失防止改修住宅専有部分</u>について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する<u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (4) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した年月日 (5) <u>熱損失防止改修工事</u>に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6) <u>熱損失防止改修工事</u>が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
---	--

12 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調

12 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産

整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

税額とする。

2～5 略

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

	(1) <u>第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u> (2) <u>第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u>
3 略	3 略
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)
第17条の2 略	第17条の2 略
2 略	2 略
3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、 <u>第37条の8又は第37条の9</u> の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の2 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第36条の2第1項の規定による申告書

(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第

第18条の3の3 略

2・3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

（1） 第36条の2第1項の規定による申告書

（2） 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第

3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（宅地等に対して課する令和3年度か

3 項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第18条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（宅地等に対して課する令和3年度か

ら令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第28条 宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあつては、100分の２．５）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税

ら令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第28条 宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

額とする。

第29条の4 附則第28条及び第28条の3の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第28条及び第28条の5の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第28条、第28条の2、第28条の5及び第28条の6の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第28条の5、第28条の6及び第29条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第29条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第29条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第29条の2及び前条の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

第30条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第146条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第29条の4 附則第28条及び第28条の3の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第28条及び第28条の5の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第28条の2、第28条の5及び第28条の6の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第28条の5から第29条までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第29条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第29条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第29条の2及び第29条の3の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。

第30条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第146条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から若しくは第63条」とする。

	<u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> <u>第44条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u>
--	--

第2条 鈴鹿市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲覧(法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)</u>の手数料の金額は、鈴鹿市手数料条例	(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第74条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の<u>閲覧の手数料</u>の金額は、鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)別表第17第16項の金額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条

(平成12年鈴鹿市条例第17号) 別表第17第14項の金額とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の手数料の金額は、鈴鹿市手数料条例別表第17第13項の金額とする。	第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあつては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第74条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料の金額は、鈴鹿市手数料条例別表第17第15項の金額とする。
--	--

(鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例(令和3年鈴鹿市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中鈴鹿市税条例第36条の3の3の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定

の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(<u>年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有しない者に限る。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2～5 略	の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を<u>有しない者を除く。</u>)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4) 略 2～5 略
--	---

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (市民税に関する経過措置) 第 2 条 略 2 略 3 新条例第24条第 2 項, 第32条第 1 号及び第36条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条の 2 第 1 項の規定は, 令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 令和 5 年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。	附 則 (市民税に関する経過措置) 第 2 条 略 2 略 3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は, 令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し, 令和 5 年度分までの個人の市民税については, なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は, 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし, 次の各号に掲げる規定は, 当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中鈴鹿市税条例第 3 6 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 3 6 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び第 1 7 条の 2 第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 4 4 条を削る改正規定並びに第 3 条 (次号に掲げる改正規定を除く。) の規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中鈴鹿市税条例第 3 3 条第 4 項及び第 6 項, 第 3 4 条の 8 第 1 項及び第 2 項並びに第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項の改正規定並びに同条例附則第 1 6 条の 3 第 2 項, 第 1 8 条の 3 の 2 第 4 項並びに第 1 8 条の 3 の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 3 条 (鈴鹿市税条例等の一部を改正する条例 (令和 3 年鈴鹿市条例第 1 2 号) 附則第 2 条第 3 項の改正規定に限る。) の規定並びに次条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条の規定並びに附則第 3 条第 3 項及び第 4 項の規定 令和 6 年 4 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の鈴鹿市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の鈴鹿市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の鈴鹿市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の鈴鹿市税条例第74条の2（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

- 4 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の鈴鹿市税条例第74条の3（地方税法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。